

厚生労働大臣が定める揭示事項

令和8年4月1日現在

【入院基本料について】

当センターでは、障害者施設等入院基本料及び児童・思春期精神科入院管理料を算定しています。入院患者数10人に対し1人以上の看護職員を配置し（日勤、夜勤合わせて）、交代で24時間看護を行っています。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示していますのでご参照ください。なお、病棟、時間帯などで看護職員の配置が異なります。

【四国厚生支局への届出事項について】

当センターが四国厚生支局に届け出ている施設基準等は、別紙「施設基準等一覧」のとおりです。

【施設基準等が定める揭示事項について】

○入院時食事療養費（Ⅰ）

当センターでは入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により栄養管理された食事を適時（夕食について、おひさま棟及びあおぞら棟は適時、くるみ棟は午後6時以降）、適温で提供しています。

○クラウン・ブリッジ維持管理料

当センターで装着した（冠）やブリッジは、2年間の維持管理に取り組んでいます。異常があれば早めにご相談ください。

○医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

別紙「医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術」のとおりです。

○歯科点数表の初診料の注1

当院では、患者さまに安心して治療を受けていただけるよう、スタッフのひとりひとりが院内感染防止対策の徹底に取り組んでいます。

目に見えない菌やウイルスからの感染を防ぐため、使用する治療器具は患者さま毎に洗浄・消毒・滅菌を実施しております。

【明細書発行状況について】

当センターでは、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の交付の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【医療DX推進体制について】

当センターでは、マイナ保険証によるオンライン資格確認を行っています。

また、医師等が診察を実践する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療をしています。

【保険外負担について】

別紙「診断書発行などの手数料」をご参照ください。